

令和3年第11回農業委員会総会議事録

令和3年11月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年11月1日(月)

午後3時開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第64号 農地法第3条許可について

議案第65号 農地法第4条許可について

議案第66号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第67号 農地法第5条許可について

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第65号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第66号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第67号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第68号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第69号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第70号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 野 富 男
7 番 川 越 定 光	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦
13 番 岡 原 明 美	14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博
16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一
19 番 川 越 達 也	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎

5. 欠席委員

な し


6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係主任主事	新 川 竜太郎	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主事	石 橋 里 彩	農地調整係主事	吉 蘭 京 花


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 美 

委員 川野 富男 

委員 前田 峰子 

午後 3 時開会

○議長（松田） これより令和 3 年第 11 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、6 番川野富男委員、20 番前田峰子委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 5 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 64 号「農地法第 3 条許可について」は 12 件でございます。

議案第 65 号「農地法第 4 条許可について」は 1 件でございます。

議案第 66 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 3 件でございます。

議案第 67 号「農地法第 5 条許可について」は 14 件でございます。

議案第 68 号「農用地利用集積計画の決定について」は 46 件でございます。

以上、審議件数は 76 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、13 万 8,922.42 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、7 万 6,390 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 議案第 64 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 154 番までを議題とします。

○事務局（吉蘭） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可

基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの番号156、3ページの番号159が該当しますが、156は売買価格が地域の相場より低いため、159は基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号152を御覧ください。

受人の経営面積が1,592平方メートルとなっておりますが、都城市で2,116平方メートル耕作しており、農地法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、都城市農業委員会には、全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

同様に、他市町村と併せて総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、1ページの番号154がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第65号農地法第4条許可について、4ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号36を御覧ください。

申請人は宮崎市高岡町在住の農家です。申請地は、宮崎市高岡町にあります高岡総合支所から南西に約1.5キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、既に「農地」から「農業用施設用地」として用途変更を行っており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。

申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎は床にコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛舎からの糞尿は敷料に混ぜて堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 66 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、5 ページから 6 ページまでを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号 11 を御覧ください。

本案件は、宮崎市大字島之内の農地を太陽光発電施設の目的で農地法第 5 条の転用許可申請を行い、令和 3 年 10 月 26 日に許可を得ていますが、太陽光発電施設の保守管理を行う際の作業や駐車スペースを確保するため、隣接する農地を取得し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、10 ページの議案第 67 号番号 236 で別途議案として上程しています。

次に、番号 12 は、一時転用の期間を 1 年延長するための申請となります。

最後に、番号 13 は、転用実行者を被承継人から承継人に、転用の権利の設定内容

を使用貸借権設定から所有権移転に変更するための申請となります。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 67 号農地法第 5 条許可について、7 ページから 8 ページの 228 番を議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 228 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大島町在住の個人など 5 名、受人は宮崎市老松 2 丁目に本拠を置く運送業などを営む法人です。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎東小学校から西に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に事務所兼ターミナルを建設したく申請に及んだものです。なお、申請地の一部を農地法の許可を得ずに農地等の通路として利用していたことから、追認申請になっています。申請地の農地区分は、市街地に近接する 10 ヘクタール未満の農地で「第 2 種農地」に該当して

います。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロック塀を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

なお、本案件につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、8ページから9ページの229番までを議題とします。

○事務局（領家） 番号229を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字田吉在住の個人など5名、受人は日南市に本拠を置く建設業などを営む法人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。

4ページに位置図、5ページに航空写真、6ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、4ページの位置図のとおり、宮崎市大字赤江にあります宮崎空港から南に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天資材置場等として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、一部が宮崎空港駅から概ね500メートル以内の農地で「第2種農地」に該当し、残りが周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「事業面積に必要な総面積に対する第1種農地の割合が3分の1以下」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に土水路等を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透及び水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

なお、229 番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、9 ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号 230 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字新名爪在住の個人、受人は宮崎市大字瓜生野に本拠を置く管工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックスカントリークラブから西に約 1.2 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を現場事務所等として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、シート上に資材等を置くことで農地への混入・流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、10 ページの番号 235 です。この案件は、始末書付の案件となっており、農地法の許可を得ずに大型囲い罫を設置し利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しております。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号 231 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市阿波岐原町在住の個人、受人は宮崎市波島 2 丁目在住の個人です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎東小学校から北に約 300 メー

トルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロック塀を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、10ページの番号233です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号234を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の個人、受人は宮崎市田野町に本拠を置く農産物の加工販売等を営む法人です。申請地は、宮崎市田野町にあります七野小学校から西に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に農産物処理加工施設を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農畜産物処理加工施設」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、周囲にブロック塀を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝に放流し処理することから、周辺への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 68 号農用地利用集積計画の決定について、13 ページから 35 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（新川） 議案第 68 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、13 ページの番号 161 番から 20 ページの番号 174 番までの 14 件でございます。

利用権設定につきましては、21 ページの番号 604 番から 35 ページの番号 627 番までの 24 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 1 件、新規設定が 4 件、賃借権の再設定が 5 件、新規設定が 14 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 今回の案件で、特に中間管理機構が受人になる案件が多くあります。この中で、備考欄の予定作物は全て「なし」と記載されているわけですが、賃借権の賃借料については金額が記載されています。どのように利用するかが決まっています賃借料が決まるのではないかと私は思うわけです。1 万円前後、2 万円程度までは露地作ではないかと思えますし、何万ともなれば、施設園芸だと考えます。それと、立会委員がいないことから、貸す人あるいは借りる人が、農業委員会に「貸したい」ということで提案されて、事務局が調整をされた案件だと思います。そのときに、栽培する作物によって賃借料が決定されると思いますので、予定作物が決まっているなら作物名を議案に記載した方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。以上です。

○事務局（西領） この農地中間管理機構というのは、まず振興公社に貸すことが前提なので、作付はないということになっております。この後、機構から別の方に貸し出されるときに、機構法の中で内容を決定するということになっていきますので、機構に貸す段階であり、機構自体は耕作しないので、このような記載になっていると御理解いただきたいと思っています。

立会委員については、農地中間管理事業の場合は、まず農政企画課が地元農家と話し合いや立会いを行っているということと、もう一つは、JAが行っていた農地利用集積円滑化事業が終了したため農地中間管理事業に変更している部分もありますので、その場合はJAが間に入って手続きをされているので、農業委員や推進委員も立ち会っていないということがあるため、JAにもお願いし、そういう場合は、地元の農業委員、推進委員に声をかけていただくよう、話をしているところです。御理解いただきたいと思っています。以上でございます。

○23 番（蛭原委員） 答えの中で、今回の案件については、農業振興公社が借受人に

なって、まだ作付はないから作物の予定はないというふうにたしか言われたんですよ。ただ、金額に差があるというのは、利用状況が決まっているのではないかと思うんですが、そこも駄目なんですか。

○事務局（西領） 作物については、機構から貸し出すのは、作物は決まっていると思われませんが、農業委員会事務局としましては、機構に貸し出す契約なので、機構は作物の栽培を行わないため、作物の記載ができないということで御理解いただければと思っております。以上でございます。

○23番（蛭原委員） 分かりました。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） 次に、36ページから40ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、36ページの番号628番から40ページの番号635番までの8件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件について御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 65 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 66 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 11 件でございます。

報告第 67 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 68 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 19 件でございます。

報告第 69 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 70 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 8 件でございます。

なお、報告第 65 号、第 66 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 67 号、第 68 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく御願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 3 年第 11 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 35 分閉会